

10月は美しいまちづくり 推進月間です

☎ 環境課 ☎0761-72-7885

「加賀市ポイ捨て等のない美しいまちづくりの推進に関する条例」は、市と市民等及び事業者が一体となって美しいまちづくりを総合的に推進し、もって良好な生活環境の確保に資することを目的として制定されました。不法投棄をさせない環境づくりをしましょう



不法投棄をさせない環境づくりをしましょう

土地の管理者は、管理地を清潔に保つよう法律で定められています。

草が伸びている、不要品が長期間放置されているなど、管理の行き届いてない土地ほど不法投棄されやすくなります。定期的な草刈りや見回りをし、看板や柵を設置するなど、土地を管理していることを示すようにしましょう。また、花壇を作ることでも不法投棄対策としての効果があります。

不法投棄は犯罪です。不審な行為者には直接注意せず、すぐ警察へ通報を。



町内の清掃活動を支援します

町内の清掃活動を行う町内会・団体・個人にボランティア袋を配布しております。ボランティア袋を受け取るには環境課に申請が必要となります。



JR加賀温泉駅温泉中央口前は 「ポイ捨て等防止重点区域」に指定されています

重点区域では…

ポイ捨て、飼い犬等のふんの放置および喫煙場所以外での喫煙など条例に違反する行為をした人に対し、指導・勧告・命令を行います。(命令に従わない場合は、1,000円の過料が科されます。)

